

技能検定職種の統廃合等に係る意見募集について

平成 22 年 8 月 27 日
厚生労働省
職業能力開発局
能力評価課

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条の規定に基づき実施される技能検定は、現在 136 職種あります。（別紙 1 及び別紙 2 参照）

平成 21 年 1 月の「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員報告書」（別紙 3 参照）において、受検申請者数の少ない検定職種の統廃合の判断基準が示され、有識者による検討会を毎年度開催して、統廃合の可否を検討することとされました。このため、平成 21 年度から「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」（別紙 4 参照）を開催し、過去 6 年間の平均受検者数 30 人以下の職種について統廃合等の検討を行っています。今般、検討対象の 8 職種について、関係業界団体に対してヒアリングを行い、別添のとおり意見を取りまとめたところです。

これらを踏まえ、検討対象の 8 職種の統廃合等について、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

御意見等ございましたら、平成 22 年 9 月 9 日（必着）までに、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、組織の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより、下記までお寄せください。

なお、御記入いただいた御意見につきましては、厚生労働省の検討会（技能検定職種の統廃合等に関する検討会）において検討させていただくこととなります。また、御提出いただいた御意見については、氏名又は名称も含めて公表させていただく場合がございますので、匿名又は御意見も含めた全体について非公表を希望される場合は御意見提出時にその旨を付記ください。

〔御意見の提出方法〕

インターネットの場合：（ここをクリックしてください）

*入力フォームの「※件名」欄に「技能検定職種の統廃合等に係る意見募集」と入力してください。

郵便の場合： 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課技能検定班 あて

ファクシミリの場合： 03-3502-8932

厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課技能検定班 あて

〔期限〕

平成 22 年 9 月 9 日（木） 17 時必着 ※郵送の場合は同日必着

別紙様式

意見書

平成 年 月 日

厚生労働省職業能力開発局
能力評価課技能検定班 あて

郵便番号：
住所：
氏名（注1）：
電話番号：
電子メールアドレス：

「技能検定職種の統廃合等に係る意見募集」に関して意見を提出します。
（以下に御意見を記載してください。別紙に記載する場合には、下欄に別紙に記載する旨を明記した上で、御意見を記載した別紙を添付してください（注2）。）

注1：法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2：用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。また、別紙に記載する場合はページ番号を記載してください。

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、平成21年度には全国で約75万人の受検申請があり、約29万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約430万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成22年7月1日現在136職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、基礎1級及び基礎2級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事は、技能検定受検申請書の受付け、試験の実施等の業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている。

また、ファイナンシャル・プランニング等12職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行っている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表（136職種）

平成22年7月1日現在

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、建築図面製作、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	ガラス製品製造、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、木工機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、畳製作、漆器製造、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリア・コンサルティング</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

注：下線の12職種については、指定試験機関（民間機関）において実施。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告の概要

検定職種の統廃合について

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。

※1 平成21年度は30人以下の職種を検討対象。

※2 以下の場合には検討対象から除外。

① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超

② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合



社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当

4 検討過程の客観性・透明性の確保

① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当

② 職種ごとの収支は客観的に正確なデータを示すことは困難。職種ごとの受検料収入の公表が適当。

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号）に基づき、厚生労働省職業能力開発局長が委嘱する専門調査員（別紙）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省職業能力開発局長が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

天野 富男	職業能力開発総合大学校 名誉教授
梅津 二郎	職業能力開発総合大学校建築システム工学科 教授
大野 高裕	早稲田大学理工学術院 教授
北浦 正行	財団法人日本生産性本部 参事
柴田 裕子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 政策研究業務企画室長
松井 泰則	立教大学経営学部 教授
松本 宏行	ものづくり大学製造技能工芸学科 准教授
八木澤 徹	株式会社日刊工業新聞社 編集委員兼論説委員

五十音順・敬称略

(別添)

統廃合検討対象職種の統廃合に係る関係業界団体の意向

職 種	関係業界 団体	団 体 の 意 向
コンクリート積みブロック施工 [6年平均受検申請者数 3人]	A団体	・廃止やむなし。認定社内検定への移行を検討。
	B団体	・廃止やむなし。
製材のこ目立て [6年平均受検申請者数 6人]	C団体	・廃止やむなし。
	D団体	・廃止やむなし。ただし、受検該当者が所属する業界団体の意向を尊重。
	E団体	・現行での存続が困難であるとの背景は理解するが、技能検定は、製材のこ目立ての技能の伝承に不可欠であり、数年に1回の試験を希望する。
金属研磨仕上げ [6年平均受検申請者数 7人]	F、G、H 団体	・廃止やむなし。認定社内検定への移行を検討。
	J団体	・廃止やむなし。
	K団体	・廃止やむなし。
竹工芸 [6年平均受検申請者数 8人]	L団体	・廃止やむなし。指定試験機関方式への移行を検討。
ガラス製品製造 [6年平均受検申請者数 9人]	M団体	・廃止やむなし。最後の試験を要望。認定社内検定への移行を検討。
	N団体	・廃止やむなし。
	P団体	・廃止やむなし。
れんが積み [6年平均受検申請者数 13人]	Q団体	・廃止やむなし。
	R団体	・廃止やむなし。廃止決定については十分な説明及び周知を希望。
建築図面製作 [6年平均受検申請者数 20人]	S団体	・廃止やむなし。認定社内検定への移行を検討。
木工機械整備 [6年平均受検申請者数 28人]	T団体	・技能検定「機械木工」との統合を検討。
	U団体	・技能検定「機械木工」との統合を検討。 ・統合先関係団体との調整を要望。